

# 年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和4年3月9日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの	2件
-----------------	----

厚生年金保険関係	2件
----------	----

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
-----------------	----

国民年金関係	1件
--------	----

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100128号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100088号

## 第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成3年3月31日から同年4月1日に訂正し、平成3年3月の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

平成3年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成3年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年3月31日から同年4月1日まで

A事業所に平成2年10月1日から6か月雇用の臨時職員として採用され、B部署で6か月の任期満了日まで事務の仕事をしていたが、年金記録によると、A事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成3年3月31日となっているので、同被保険者資格喪失年月日を平成3年4月1日に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、当初、平成3年4月1日と記録(処理年月日は平成3年4月9日)されていたが、当該記録を取り消し、同喪失日を平成3年3月31日に訂正(処理年月日は平成3年4月20日)されていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録により、請求者のA事業所における離職日は平成3年3月31日であることが確認でき、請求者は、請求期間において当該事業所に継続して勤務又は在籍していた記録となっている。

また、請求者は、平成3年3月31日が任期満了日で日曜日は休日だったとしており、請求期間に係る平成3年3月31日は日曜日であることから、請求期間の前後において3月31日が日曜日となっている昭和60年及び平成8年について、オンライン記録及びA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、3月31日又は4月1日に被保険者資格を喪失した者について確認したところ、被保険者資格の喪失日が3月31日である者はいない一方、4月1日である者が合計9人確認できる上、当該9人のうち4人については、雇用保険の離職日が3月31日でなく同月30日となっていることが確認できることを踏まえると、請求期間当時、当該事業所に勤務する期間雇用の臨時職員については、3月31日の勤務の有無に関わらず、厚生年金保険被保険者資格の喪失日を4月1日とする取扱いが行われていたものと考えられ

る。

さらに、オンライン記録により、請求者と同様に平成3年3月31日に被保険者資格を喪失し、雇用保険の離職日が同年3月31日であることが確認できる同僚9人のうち、生存及び所在が確認できた7人に照会し、4人から回答を得られたところ、このうち3人は、A事業所における在籍期間は平成3年3月31日までだったと陳述し、当該3人のうち請求者と同じ事務職であったとする1人は、自身の平成3年3月分の厚生年金保険料は給与から控除されていたと陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、A事業所に継続して在籍し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA事業所における平成3年2月の厚生年金保険の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成3年3月31日から同年4月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、上述のとおり、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が平成3年4月1日から同年3月31日に訂正されていることを踏まえると、事業主から当該記録どおりの届出が行われ、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成3年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100196号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100089号

## 第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における平成19年12月14日の標準賞与額を28万円に訂正することが必要である。

平成19年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和55年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年12月

A事業所から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された平成19年分の所得税源泉徴収簿によると、請求者は、A事業所から、平成19年12月14日に28万円の賞与の支払を受け、当該賞与から、28万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成19年12月14日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100159号  
厚生局事案番号 : 北海道(国)第2100011号

## 第1 結論

昭和57年7月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年7月から昭和61年3月まで  
昭和42年\*月に国民年金に加入し、請求期間の国民年金保険料は集金人に毎月納付していたのに、年金記録では、請求期間の国民年金の加入記録及び保険料の納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料を集金人に毎月納付していたとしているが、集金人の氏名及び所属機関等は分からない旨回答していることから、当該集金人及びその所属機関に対し請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について確認することができない。

また、請求者は、請求期間のうち昭和57年7月から昭和59年2月までの期間についてA市に住所を定めていたとしているところ、請求者の国民年金手帳記号番号に係るA社会保険事務所(当時)の国民年金被保険者台帳管理簿によると、保管区分欄には国民年金被保険者資格を喪失したことを示す「喪」の印が押されていることが確認できる。

さらに、住民票により、請求者は昭和59年3月25日にB市民となっていることが確認できる。i) 請求者に係る国民年金被保険者資格取得・種別変更・種別確認(第3号被保険者該当)届書(昭和61年5月8日B市役所受付)によると、国民年金被保険者資格の再取得日は昭和61年4月1日と記載されていること、ii) 請求者に係るB市の国民年金被保険者名簿によると、国民年金被保険者の資格取得日は昭和61年4月1日と記載されており、請求期間に係る国民年金の加入記録は確認できないこと、iii) 国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンラインシステムによる氏名検索において、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、請求者は請求期間に係る国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

加えて、A市及びB市は、いずれも請求者に係る国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況について確認できる資料を保存していない旨回答している上、請求期間は45か月と長期間であり、このような長期にわたり行政が請求者の保険料の収納に係る事務処理を連続して誤ることは考え難い。

このほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。